

菰野町長 柴田孝之 所信表明

—平成 31 年 第 1 回定例会（第 1 日目 3 月 8 日）—

議案第 20 号、平成 31 年度菰野町一般会計予算（案）につきまして、提案説明を申し上げます。

本年度の菰野町一般会計当初予算案の御審議に当たり、町政に対する所信を表明しながら提案説明申し上げます。

私の今後の菰野町政に対する方針は、一言で言えば、住民自治の実現につきます。

憲法第 8 章、第 92 条の定め、地方自治の本旨とあります。この言葉、地方自治の本旨の根幹が住民自治です。

住民自治とは、住民の思いに基づいて地方自治は実施されなければならないということです。

住民の思いを政治に直結させる。このことは、憲法第 93 条第 2 項で、首長、議員は直接選挙で選ばれるとされていることからわかります。

憲法に定めがあるのですから、住民自治の実現というのは、地方自治の代表者、およそ公務員の義務とすることができます。

しかし、実際は、政策は住民の思いじゃなく、単なる代表者個人の思いに従って実現されがちです。

私は、そうではなく、住民の思いを実現するという。このことから一切ぶれることなく、政策を実施する。このことが私の施政方針です。

住民の思いの実現は、先ほど申しましたように、私だけじゃなく、職員はもとより、議員の皆様も、およそ地方公務員のすべてが負う義務です。

ですから、何とぞこの議場にいる皆様全員に、住民の思いを実現することに御協力をいただけるようお願いしたいと思います。

具体的には、住民さんにはいろいろな思いがあるはず。そのいろいろな思いを町としての決定をする際に、きちんと生かす必要があります。

例えば、議案を議会に提出する前に、私は、区長さん、町のいろいろな方、職員、さらに委員会や審議会からの答申も踏まえつつ、いろいろな思いをふるいにかけ、一番、町民さんの思いに近いだろうと思うものを提案いたします。

そして、議員の皆様は、これに対して、別の提案、そうじゃないだろうという思いを議場に出していただき、ぶつけて議論をしましょう。

その結果、町の人の本当の思いとは何か、浮かび上がってくるはず。この思いと私の掲げた公約に、仮にずれがあった場合には、この修正も辞さないということになります。

以上を踏まえまして、議会におかれましては、ぜひこれまで以上に活発な議論、ときには厳しい御意見もいただけるよう、何とぞよろしく願いいたします。

次に、私の政治方針としてお示しするのが、政治的な意思決定には是々非々で臨むということです。

日本という国自体が成熟し、飛躍的な発展を望むことが困難な反面、財政支出の増加が予想されております。

このような現状のもと、慎重な行政運営をするということが必要なことは、明らかです。

その意味で、持続可能なまちづくりをすることを意識しなければならないことは、大変重要で、このことは前町長と私は、全く同じ思いだと考えております。

しかし、持続可能なまちづくりは、どこの時代でも、どこの地域でもしなければならない、いわば当

然のことです。

自治体がしなければならないのは、この当然のことを踏まえて、さらに町民の皆様の思いを実現し、もっと住みよい町をつくることです。

もっと住みよい町をつくるのが人口減少を抑えることになり、税収をふやし、いわば私は攻めの姿勢によって持続可能な町をつくりたい。これが私の思いです。

この思いに従って、この町に住んでよかった。町の人にそう思ってもらえるまちづくりを今後したいと考えております。

以上が、私の町政運営に関する所信でございます。